

<市第61号議案関連資料>

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定を受けている法人のうち、1法人から主たる事務所の所在地の変更の届出がありました。

同じく、1法人は、認定特定非営利活動法人となつたため、条例の規定により、指定の更新を行わず、指定を取り消す必要があります。

また、新たに指定を受けるため、1法人から指定の申出がありました。当該法人について、指定基準等に基づき審査を行ったところ、基準に適合することが認められました。

以上のことから、本条例の一部を改正します。

2 条例の一部改正内容

(1) 主たる事務所の所在地を変更する法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人アクションポート横浜

イ 改正の内容

条例別表の主たる事務所の所在地を「中区山下町94番地」に変更します。

(2) 指定の取り消しを行う法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人市民の会 寿アルク

イ 改正の内容

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、条例別表から削除します。

(3) 新たに条例で指定する法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人こまちぶらす

イ 改正の内容

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、条例の別表に追加します。

3 条例別表

条例の別表を次のとおり改正します。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 市民の会寿アルタ	中区松影町3丁目11番地 の2	平成25年1月1日から 平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地 の9	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町3丁目33番地	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目38番 13号	平成26年1月1日から 平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷4番地	平成27年1月1日から 平成32年6月30日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区南台一丁目17番地 の3	平成28年1月1日から 平成33年6月30日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目2番18 号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の 5	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町25番地の1 ↓ <u>中区山下町94番地</u>	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぶらす	<u>戸塚区戸塚町145番地の6</u>	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで

指定の更新を行
わないため削除

主たる事務所
の所在地の変更

新たに指定
するため追加

4 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- （4）特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
(以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの(特別の利益が当該納稅義務者に及ぶと認められるものを除く。)

（略）

- 3 第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

5 参考資料

- (1) 法人の概要 別紙1
(2) 指定の申出に係る審査等の経過について 別紙2
(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙3

主たる事務所の所在地を変更する法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 アクションポート横浜
代表者の氏名	代表理事 高城 芳之
主たる事務所の所在地	横浜市中区山下町 94 番地
設立年月日	平成 20 年 12 月 18 日
定款に記載されている目的	この法人は、横浜に関わるN P O、企業、大学、行政等の異なる性格の組織が、対等に集い連携できる場を形成し、かつ、多様な人材を育成し地域参加の機会を創出することをもって、地域の様々な課題の解決を促し、環境に配慮した都市づくり、多様な文化・属性をもつ人たちの生活や人権が保障される共生社会づくり、市民が支える地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 環境の保全を図る活動 4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	1 市民や組織の連携により、新たな事業やシステムを創造するためのプロジェクト 2 市民や市民活動団体の地域の課題解決や、そのための組織運営を支援するプロジェクト 3 市民活動や地域の課題解決に関する相談とコーディネート 4 市民活動や地域の課題解決に関する情報提供と問題提起 5 市民活動や地域の課題解決に関する政策提案 6 市民活動や地域の課題解決に関する人材の発掘と育成 7 上記事業を推進するための、創造と連携の拠点づくりと運営
活動地域	市内全域

指定取消法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 市民の会寿アルク
代表者の氏名	理事長 村田 由夫
主たる事務所の所在地	横浜市中区松影町3丁目11番地の2
設立年月日	平成18年3月16日
定款に記載されている目的	この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立して生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、障害福祉サービスを行う。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 4 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
事業の概要	1 障害福祉サービス事業 2 依存症の人々のための相談、援助及び福祉の増進に係る事業 3 依存症についての調査、研究、情報提供、啓発に係る事業 4 社会参加のための地域交流に係る事業
活動地域	中区

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人こまちぶらす
代表者の氏名	理事長 森 祐美子
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区戸塚町 145 番地の 6
設立年月日	平成 25 年 3 月 26 日
定款に記載されている目的	この法人は、子育てに関わるすべての人に対して、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、社会とのつながりを見出し子育てに対する喜びを発見、共有し合える場を地域社会と連携し創出することで、孤立しない子育て環境の形成に寄与することを目的とする。
活動分野	<ul style="list-style-type: none"> 1 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 2 子どもの健全育成を図る活動 3 まちづくりの推進を図る活動 4 情報化社会の発展を図る活動 5 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 1 子育て情報の提供 2 子育てをしている人、子ども、地域の人が思いを言語化し、つながりをサポートする場づくり 3 社会から孤立しがちな当事者・支援する人の学びあい事業 4 社会とつながりたい人が社会で活躍できる場・貢献の場を見出すためのチャレンジ事業 5 地域の多様な主体が互いに連携・協働し、コミュニティの活性化を推進するためのコーディネート事業 6 孤立しない社会をつくるためのまちづくり・啓発・提言事業 7 その他第 3 条の目的を達するために必要な事業
活動地域	戸塚区を中心とした市内全域

別紙2

指定の申出に係る審査等の経過について

1 指定の申出の受付

平成 30 年 6 月 1 日から 7 月 31 日まで指定の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人こまちぷらすから指定の申出がありました。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

指定の申出に係る書類について、申出日から 1 か月間、公衆の縦覧に供しました。

3 申出法人の審査

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について、次のとおり、審査等を行いました。

(1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(2) 実態確認調査

平成 30 年 8 月 30 日及び 31 日、9 月 28 日に、法人の主たる事務所での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

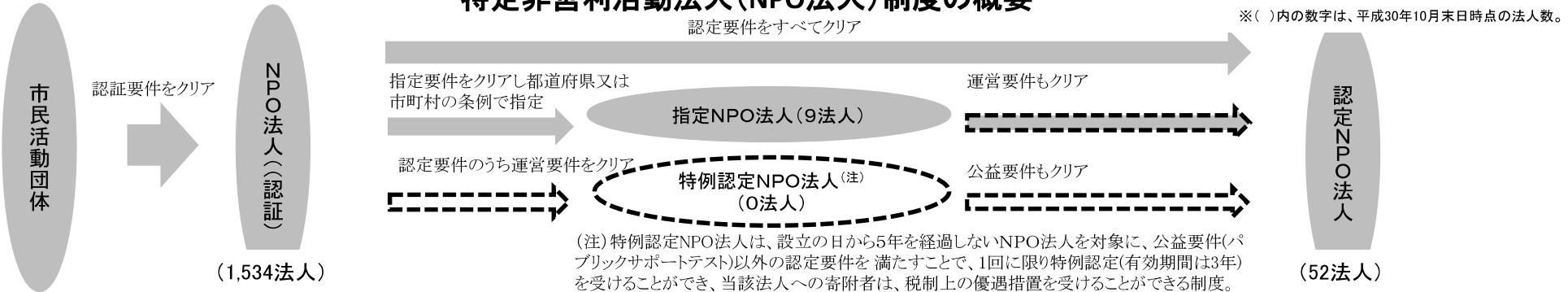
(3) 欠格事由の照会

神奈川県警察等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

(4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該法人の指定について、平成 30 年 10 月 9 日に、横浜市市民協働条例第 17 条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、指定基準等に適合しており、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に指定することは妥当であるとの意見をいただきました。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) <ul style="list-style-type: none"> ア 下記両方を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある (ウ) 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 <ul style="list-style-type: none"> 運営組織、経理、事業活動、情報公開等 	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) <ul style="list-style-type: none"> ア 【相対値基準】経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 <ul style="list-style-type: none"> 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド（横浜市市民活動推進基金）への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。 (認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) <p>寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除</p> <p>※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。</p> <p>市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。</p> (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) <p>寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。</p> (2) 法人が寄附をした場合 <p>一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。</p> (3) 相続人が寄附をした場合 <p>寄附をした相続財産が非課税になる。</p> (4) 当該NPO法人 <p>みなし寄附金制度の適用が受けられる。</p>
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法